

## 知立市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市が保有する公有財産、物品、印刷物等(以下「市有資産」という。)を民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 市有資産への広告の掲載又は掲出(以下「広告掲載」という。)は、新たな財源の確保を図り、市民サービスを向上するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体としての活用を検討する市有資産は、次に掲げるものとする。

- (1) ホームページ
- (2) 印刷物(封筒含む)
- (3) 市有施設
- (4) その他広告媒体として市長が適当と認める市有資産

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11) その他市長が市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適切でないと認めるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集方法及び選定方法等については、広告媒体ごとに別に定める。

(物品の受入れ)

第7条 市長は、相当と認めるときは、広告が掲載された物品を受け入れる方法によることができる。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が発生しても、知立市はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 広告主が知立市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(4) その他広告掲載が適切でないと市長が認める事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告について審査等を実施し、助言を行うため、知立市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の事務は、次のとおりとする。

(1) 広告内容の審査

(2) 広告掲載を希望する者及びその業種の審査

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載についての必要な事項の審査

3 審査会の委員長は副市長をもって充て、委員は企画部長、総務部長、市民部長、教育部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。